

## 独立行政法人自動車事故対策機構に係る中期計画

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成15年10月1日から平成19年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

わが国における自動車交通の発展は、大きな社会的、経済的便益をもたらす一方、自動車事故件数、死傷者数は最近10年間に約3割増加するなど、自動車事故による被害の状況は一層深刻化しており、こうした負の部分への対応は、わが国にとって非常に重要な課題となっている。

このため、自動車事故の根絶に向け、政府、関係機関が一体となって、現在「第7次交通安全基本計画」に基づき、交通安全対策を強力に推進している。

こうした中、機構は、自動車事故の防止と自動車事故による被害者の保護の増進を図ることを目的として、運行管理者に対する指導講習、運転者に対する適性診断、重度後遺障害者に対する援護、交通遺児等に対する支援等、公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務を、自律性、透明性の高い独立行政法人制度の枠組みの中で、最大限効率的、効果的に遂行することをその使命とするものである。

機構は、事業用自動車が、台数当たりの事故件数が多く、また、事故の被害も自家用に比べて甚大になりやすいことから、全ての事業者の運行管理者と運転者が、事業用自動車の運行の特性を踏まえた適切な指導と情報提供を受けられるようにすることが、事業用自動車による事故の根絶に向けた重要な責務であるとの強い認識を持ち、事故防止対策に全力で取り組むこととする。

また、このような根絶に向けた努力をもってしても、自動車事故は不可避免的に発生し得るものであり、特に、近年は重い後遺障害を負った被害者が急増している状況にある。

機構は、こうした被害者に対して、自動車損害賠償保障制度と相まって、それぞれの被害の態様に応じた補完的な救済対策を講じていくことが、適切な被害者救済を図るために不可欠であるとの強い認識を持ち、被害者救済対策に全力で取り組むこととする。

以上の認識を踏まえ、機構は、業務全般にわたる効率化とサービス内容の向上を強力に推進し、自動車事故の防止と被害者の保護の増進に最大限貢献していくものとする。

なお、個々の施策や財務の執行については、社会的ニーズに応じて弾力的に遂行し、効率的、効果的な実施を図るものとするが、外部評価のためのタスクフォース<sup>(注1)</sup>により、その実施状況の点検を毎年度行い、必要に応じて事業の改善を行う等柔軟な対応を図るものとする。

(注1) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

## 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 組織運営の効率化

業務の繁閑に応じて柔軟かつ機動的に業務を担当できる体制を整備する。

このため課制を廃止し、固定的な課単位の組織に制約されず、機動的な人材運用を可能とするマネージャー制を導入する。

### (2) 人材の活用

業務に必要な役職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員を積極的に活用するなど組織の活性化を図る。

また、職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築する。

### (3) 業務の運営の効率化

#### ①指導講習業務

ア 職員に対する研修制度を拡充し、職員の能力開発を促進することにより、指導講習に係る講義の業務の一部を職員が実施できるよう育成を図り、業務経費を削減する。

イ 効果を勘案しつつ、ITを活用した全国統一の受講者管理システムの構築など、業務全般の見直しにより、業務の効率化を図る。

ウ 受講者が少ない開催場所について、隣接県との共同講習を行う等により、中期目標期間中に10会場以上について集約化を行う。

エ 講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。

オ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率<sup>(注2)</sup>について、中期目標期間の最後の事業年度において、35%以上(認可法人時32.7%)に引き上げる。

(注2) 自己収入比率=自己収入(手数料収入等) / 総収入(=総経費)

#### ②適性診断業務

ア 専門委員(大学教授等)による職員の助言指導能力の育成を行うことにより、適性診断後のカウンセリングの業務を職員が実施できるように育成し、業務経費を削減する。

イ 受付時点から全ての業務プロセスの見直しを実施し、効果を勘案しつつ、統計業務のオンライン化や業務のマニュアル化等を図り、業務全体の効率化を図る。

ウ 診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。

エ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後

の事業年度において、35%以上（認可法人時30.1%）に引き上げる。

### ③重度後遺障害者に対する援護業務

（療護センター）

ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

イ 平成15年度より千葉療護センターの民間委託化を行い、全センターの業務の民間委託化を図ったところであるが、さらに民間委託している定型的・単純作業についての見直し等による経費節減や検査外来の増加により、既存病床の運営経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%程度に相当する額を節減する。

（介護料支給）

介護料支給事務について、請求事務プロセスの見直し、支給額積算の電子データ化により、事務の処理期間の短縮化を図る。

### ④交通遺児等への支援業務

ア 債権管理委員会により、債権管理方法の改善を行い、効果的、効率的な回収を図り、回収経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で20%程度に相当する額を削減しつつ、債権回収率90%以上確保する。

イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

### ⑤情報提供業務

自動車アセスメントを適切なコストで実施していくため、試験実施方法の合理化等を図り、試験毎の1台当たりの試験実施費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%程度に相当する額を削減する。

### ⑥業務全般

業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費について、より一層の業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で10%程度に相当する額を削減する。

なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね3%の人件費を削減する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与体系について必要な

見直しを進める。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 指導講習業務

- ① 講習回数の増回、業態別や事業規模別の講習の実施等を行い、受講者の講習環境を向上させる。
- ② 少人数による受講者参加型講習の推進、最新の事故事例研究・分析に基づく再発防止のための運行管理改善手法の導入、効果的な教材の活用等指導講習の内容の充実を図る。
- ③ 職員の資質向上を図るため研修制度の充実を行うとともに、事故防止相談や事故防止のための企業コンサルティングを試行的に実施する。
- ④ 運行管理における診断結果の活用を促進するため、適性診断活用講座の実施等を通じた適性診断活用法を取り入れた講習を実施する。
- ⑤ 定期的に受講者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、指導講習の内容の充実に反映する。
- ⑥ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。

### (2) 適性診断業務

- ① 効果を勘案しつつ、自動視野測定機の導入、アイカメラ・シミュレーターの開発・試行導入など機器の充実を行い、認知分野も含めた診断内容の高度化を図る。さらに貸出し用自動診断機器の開発を行い、全国に配備し、受診者・事業者の利便性を向上させる。
- ② 業態別等の診断結果の助言内容の充実、最新の事故事例研究・分析に基づくカウンセリング技法や小集団技法等の向上による助言指導の充実を図るとともに、運行管理者を対象とした適性診断活用講座を中期目標期間中に全支所において実施する。
- ③ 職員の資質を向上させ、助言指導を充実するため、計画的に職員への研修を実施し、中期目標期間中に診断業務担当職員の80%以上に産業カウンセラー資格を取得させる。
- ④ 事業者の運行管理における診断結果の活用を促進するため、支所からオンライン化により得られた全国的な診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に解析し、個人情報の保護を図りつつ、事故防止に資する情報として事業者及び関係者に提供する。

- ⑤ 定期的に受診者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、適性診断の内容の充実に反映する。
- ⑥ 以上の施策を実施することにより、受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。

### (3) 重度後遺障害者に対する援護

#### (療護センター)

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシング<sup>(注3)</sup>や高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施することにより、中期目標期間中に脱却<sup>(注4)</sup>者30人以上(認可法人時の直近4ヶ年平均年9人)とするなど、治療効果を高める。

(注3) 継続した受持看護方式

(注4) 一定の意思疎通・運動機能の改善

- ② 質の高い治療機会を医学的観点から公平に提供するため、治療効果の観点を踏まえた入院や入院中の経過説明等入退院プロセスの構築を図るとともに、その他の医療機関との連携を図りつつ病床や高度先進医療機器の整備を進める。
- ③ 短期入院事業において、入退院の状況を勘案しつつ、療護センターの有効活用を図る。
- ④ メディカルソーシャルワーカー<sup>(注5)</sup>による患者家族に対する支援や在宅介護者に対する介護に関する知識・技術の提供を推進する。

(注5) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家

- ⑤ 地元大学等研究機関や療護センター間の連携の強化、職場内研修の充実等により、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器を活用した医療技術の開発・向上を図り、一般病院への普及を図るため、日本脳神経外科学会、意識障害治療学会等において年平均10件以上(認可法人時の直近4ヶ年平均年7.3件)の研究成果の発表を行うとともに、短期入院協力病院に対する実務研修等を行う。
- ⑥ 地域医療機関との連携を図り、年間9,000件以上(認可法人時の直近4ヶ年平均年5,493件)の高度先進医療機器の検査を受託する。

#### (介護料支給等支援業務)

- ① 被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。
- ② 介護に関する相談窓口を主管支所に設置し、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を効果的な広報と併せて実施するとともに、療護センターと連携し、5段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の

事業年度までに4.0以上とする。

(4) 交通遺児等に対する支援業務

被害者の状況に応じた無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図りつつ、保護者同士の交流の場の設置等により被害者家族相互の親睦を深め、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。被害者に対する調査を実施し、5段階評価における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。

(5) 広報活動業務

- ① 介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレットを年1回全市町村に、療護センターについても業務に関するパンフレットを年1回脳神経外科病院等に配布するなど、広報活動を強化する。
- ② 介護料支給業務においては、損保会社等と連携し、受給資格者に対する周知徹底を図る。

(6) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務

- ① 交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や(社)日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。
- ② 機構の全国組織を活用し、事業者や被害者に対する自動車損害賠償保障制度の周知を行う。

(7) 情報提供業務

- ① 効果的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(☆の数<sup>(注6)</sup>)の直近2カ年の平均値)について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で4%以上の改善を達成する。

(注6) 総合評価の得点率を☆の数6段階で表示

- ② パンフレット配布先の拡大、ホームページの構成の改善等により、アクセスしやすい、分かりやすい情報提供をユーザーに行うとともに、定期的に利用者調査を実施し、業務の改善に反映させる。

ユーザーに対する5段階評価の利用度・満足度に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。

- ③ 歩行者保護性能のアセスメントを平成15年度より導入する。また、側面衝突安全性能評価等について調査研究を行う。
- ④ 実事故データと安全性能評価結果の相関関係を解析し、自動車アセスメントの改善に資する。

- ⑤ 海外の専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国アセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施する。
- ⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定する。

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,600百万円とする。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

6. 剰余金の使途

剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

別紙のとおり

(2) 人事に関する計画

① 方針

中期目標期間中において、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。

② 人材の育成

指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。

③ 人員に関する指標

中期目標期間の最終年度までに、職員数を抑制する。

[参考]

1) 期初の常勤職員数	340人
2) 期末の常勤職員見込み	336人

自動車事故対策機構 中期計画予算 (平成15年度～平成18年度)

別紙

予算

収支計画

資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
<b>収入</b>	
政府借入金	0
運営費交付金	32,038
施設整備費補助金	3,150
政府補助金	13,484
回収金等収入	3,938
業務収入	4,977
その他収入	43
前年度繰越金受入	19
<b>計</b>	<b>57,649</b>
<b>支出</b>	
人件費	12,624
業務経費	33,623
施設整備費	3,150
一般管理費	4,282
貸付資金	1,421
借入金償還	95
<b>計</b>	<b>55,195</b>

(単位:百万円)

区 分	金 額
<b>費用の部</b>	<b>53,687</b>
経常費用	53,660
人件費	12,624
業務費	36,773
管理関係業務費	4,263
一般管理費	4,263
減価償却費	0
財務費用	0
貸倒引当金繰入	0
臨時損失	27
固定資産除却損	0
貸倒損失	27
<b>収益の部</b>	<b>53,692</b>
運営費交付金収益	32,038
政府補助金	16,607
業務収入	4,977
その他収入	43
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	0
資産見返補助金戻入	0
貸倒引当金戻入	0
臨時利益	0
回収不能債権補填金収入	27
<b>純利益</b>	<b>5</b>
<b>目的積立金取崩額</b>	<b>0</b>
<b>総利益</b>	<b>5</b>

(単位:百万円)

区 分	金 額
<b>資金支出</b>	<b>57,649</b>
業務活動による支出	51,931
投資活動による支出	3,169
財務活動による支出	95
次期中期目標の期間への繰越金	2,454
<b>資金収入</b>	<b>57,649</b>
業務活動による収入	54,480
運営費交付金による収入	32,038
政府補助金による収入	13,484
業務収入	8,915
その他収入	43
投資活動による収入	3,150
施設整備費による収入	3,150
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
繰越金	19

(予算の説明)

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額12,221百万円を支出する予定である。

2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

(運営費交付金の算定ルール)

別添のとおり

# 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝一般管理費＋業務経費＋特殊要因－自己収入

## 1. 一般管理費

○15年度においては、積み上げ方式による。

○16年度以降においては、前年度一般管理費×効率化係数 $\alpha$

前年度一般管理費＝前年度人件費×昇給原資率×給与改定率  
＋前年度その他一般管理費×消費者物価指数

・効率化係数 $\alpha$ は、0.97/年

・消費者物価指数は、毎年度予算編成過程において決定

・昇給原資率及び給与改定率は、運営状況等を勘案して措置

## 2. 業務経費

○15年度においては、積み上げ方式による。

○16年度以降においては、  
前年度業務経費×効率化係数 $\beta$ ×消費者物価指数

・効率化係数 $\beta$ は、0.99/年

・消費者物価指数は、毎年度予算編成過程において決定

## 3. 特殊要因

○積み上げ方式による。

## 4. 自己収入

○15年度においては、積み上げ方式による。

○16年度以降においては、前年度自己収入×自己収入調整率

・自己収入調整率は、運営状況等を勘案して措置

【注記】 前提条件

・消費者物価指数 : 期間中は 1.0000 として推計

## 施設・設備に関する計画

施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
千葉療護センター 介護病床	1,489	施設整備費補助金
千葉療護センター 陽電子断層撮影装置(PET)	830	同上
東北療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	415	同上
岡山療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	415	同上

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。